北海道告示第10603号

北海道が令和７年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和７年４月１日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その２）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
●　北海道原子力災害対策事業費補助金 原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定。以下「指針」という。）に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策並びに施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生した場合に地理的条件等により孤立するおそれのある災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第49条の７に掲げる避難所（以下「指定避難所」という。）への備蓄物資の追加整備に要する経費を補助する。	指針に定める原子力災害対策重点区域内に所在する屋内退避施設又は指定避難所を所有する市町村及び民間団体並びに現地災害対策拠点施設を所有する市町村	屋内退避施設等に対する放射線防護対策の強化に係る次の事業に要する経費 １　原子力発電施設の周囲概ね５キロメートルから１０キロメートルの区域内に所在する、屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業 ２　原子力発電施設の周囲概ね１０キロメートルの区域内に所在する、現地災害対策拠点施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業 ３　原子力発電施設の周囲概ね３０キロメートルの区域内で、地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業 ４　原子力発電施設の周囲概ね３０キロメートルの区域内に所在する放射線防護対策の強化を行った又は行う施設（第２号を除く。）において、屋内退避の実施に必要となる資機材の整備及び物資の備蓄に係る事業 ５　緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の拠点施設としての機能の強化に係る事業 ６　原子力発電施設の周囲概ね３０キロメートルの区域内で、地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する指定避難所に対する屋内退避の実施に必要となる物資の追加備蓄に係る事業 ７　原子力発電施設の周囲概ね３０キロメートルの区域内に所在する放射線防護対策の強化に係る事業を実施した施設、第５号に該当する事業を実施した施設及び第６号に該当する事業を実施した指定避難所において、事業の効果を維持する上で必要となる施設の点検、修繕等に係る事業 ８　その他知事が必要と認める放射線防護対策の強化に係る事業	10分の10以内	総務第２号様式（補助対象経費第７号に規定する事業の場合） 総務第４号様式（補助対象経費第１号から第６号及び第８号に規定する事業の場合） 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	総務第２号様式（補助対象経費第７号に規定する事業の場合） 総務第４号様式（補助対象経費第１号から第６号及び第８号に規定する事業の場合） 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部危機対策局原子力安全対策課		